

香芝市歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）の趣旨を踏まえ、市民の歯と口腔の健康づくりの推進について、基本理念を定め、市の責務並びに保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者、事業者、保険者及び市民の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として実施するものとする。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、教育、労働衛生その他の関連施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者の役割)

第4条 保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるとともに、他の者が行う市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策及び取組との連携及び協力に努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第5条 事業者及び保険者は、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自らの歯科疾患の予防に取り組み、歯科に係る検診及び歯科保健指導を適切に受診することにより、歯と口腔の健康づくりに取

り組むよう努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を行うものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する知識及び歯科疾患の予防に関する取組の普及啓発に関すること。
- (2) 定期的な歯科検診の受診勧奨に関すること。
- (3) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた歯科疾患の予防並びに口腔機能の獲得、維持及び向上に関すること。
- (4) 障がい者、介護を必要とする者その他の歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者の歯科疾患の予防に関すること。
- (5) 歯と口腔の健康づくりに影響を及ぼす生活習慣の改善に関すること。
- (6) 災害時の歯科医療体制の整備に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な事項

(財政上の措置)

第8条 市は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。